

## 公 告

高知県有施設に飲料用自動販売機の設置をする者を次のとおり、公募します。

令和4年4月28日

高知県警察本部長

### 1 公募に付する事項

(1) 件名

飲料用自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

高知県は、県有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するため、県有施設に飲料用自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募する。

(3) 設置期間

令和4年6月1日から令和7年2月28日まで(設置期間の更新なし)

(4) 設置場所等

高知市北本町1丁目10-12 高知警察署1階及び8階

(5) 公募する設置事業者数

1 設置事業者のみ

(6) 公募参加説明書及び公募物件仕様書

公募参加説明書等は、令和4年4月28日（木曜日）から令和4年5月13日（金曜日）までの間に、インターネットの高知県警察ホームページ(<http://www.police.pref.kochi.lg.jp/>以下「県警ホームページ」という。)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 配布期間

令和4年4月28日（木曜日）から令和4年5月13日（金曜日）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 配布場所

3に示す場所とする。

### 2 公募に参加できる者の資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (2) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 過去2年以内に国・県・市町村又は公益法人の施設に、自ら管理・運営する清涼飲料水自動販売機を設置した実績を2件以上有している者であること。

- (4) 高知県税を完納していること。
- (5) 高知県内に本店、支店若しくは営業所がある法人又は高知県内で事業を営む個人であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月10日高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等(書類の提出先及び問合せ先)

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部装備施設課 管財係

電話(088)826-0110 内線2266

ファクシミリ(088)873-6236

4 契約条項を示す場所  
上記3の場所とする。

5 公募に関する説明会  
開催しない。

6 設置事業者の決定方法及び公表

(1) 決定方法

県が定めた納付料率以上で、最高の納付料率で見積りをした者を設置事業者とする。

(2) 決定日

令和4年5月18日(水曜日)

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に書面で結果通知する。

7 その他

(1) 選考の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 公募に参加できる資格のない者の提出した見積り

イ 公告及び公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積り

ウ 応募申込に関し不正な行為を行ったと認められる者の提出した見積り

エ 記名押印のない見積り

オ ファクシミリ又は電子メールによる見積り

カ 見積りした納付料率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積り

キ 同一人が同一公募物件について2以上の見積りをしたもの

(2) 契約書等作成の要否及び契約締結の期限

要

設置事業者の決定後、令和4年5月31日(火曜日)までに契約を締結すること。

(3) 詳細は、公募参加説明書による。